

春闘討論集会

日時：12月10日(土)13時半～  
場所：千葉土建会館



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール [chibarouren@exel.ocn.ne.jp](mailto:chibarouren@exel.ocn.ne.jp)

第371号

2022年

10月21日

発行  
千葉県労働組合連合会  
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8  
自治体福祉センター3F  
電話 043 (225) 5576  
FAX 043 (221) 0138  
発行人 本原康雄 定価20円

第 371 号 URL 版 2022 年 10 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

# 地域労連を活性化させよう

## 10・15 地域運動学習交流会

10月15日『地域運動学習交流会』は、自治体福祉センター4階にて、千葉労連主催で、開かれました。交流会には、県内の各地域から、リアル・オンライン参加含めて21人が参加しました。前半は全労連の中小企業支援策の学習、後半は地域労連の活動交流や意見交換を行いました。その後、質疑応答の時間では地域労連の参加者から発言がありました。

### 『全労連の中小企業支援策活用法』提案

冒頭、片山副議長が挨拶を行い、開会しました。

そして、全労連副議長の秋山正臣氏から『全労連中小企業支援策の活用法について』の講演が1時間行われました。労働組合として賃金の引き上げを望む目標のため、中小企業に対しては3つのことを提案しています。

①直接支援（企業に直接金を出させる）②公正取引（原材料が高騰しているが、単価の引き上げが出来るのかを交渉する）③地域循環（地域経済の活性化。地場企業の活性化）この3つを全労連は柱に掲げ、地域経済発展のために何をすべきかを地方の経営者から意見を聞きました。

労働組合側としては、気候危機打開のため、CO2の削減やフードロス問題について考えていると言うと組合はそこまで考えているのかと感心され経営側と意見交換をしやすくなりました。賃上げ要求を経営者側に示すと、しっかりした経営者は賃金を上げないとよい人材は集まらない、という意識でした。

東京都、千葉県の最低賃金の格差の解消も喫緊の課題です。質疑応答の後、矢澤事務局長より地域総行動の実施要綱の提案がされました。そして、地域労連からの活動交流が行われました。

### 参加者からの意見交換交流会

市原地区労連の佐藤氏は「世代交代を徐々に進め、一部の人ではなく、集団で運動を進めていきたい」



地域活性化のための学習交流会の様子

と話しました。香取・佐原地区労連の半田氏は「コロナで運動が停滞している。平和活動などは行っている。地域労連では次世代育成は大問題です。単組も含め地域労連の維持の仕方を千葉労連の方針としてまとめたものを示して下さい。系統的に活性化させる方法を示して下さい」との発言がありました。船橋労連の石塚氏からは「事務所も電話も専従者も宣伝カーもない。運動したいという思いだけでやってきました。千葉労連からも援助をお願いします」との発言がありました。

地域の組合員のために千葉労連として何が出来、何が必要か、大いに考えさせられる一日となりました。地域労連の要求を聞き、活性化する事は千葉労連を大きくする第一歩です。



全労連副議長の秋山氏の講演

# 9.27 安倍元首相の国葬反対

## 国葬は思想信条の自由の侵害

9月27日、安倍元首相の国葬に抗議する国会前集会在強行されました。この集会は、国葬と同時刻に「国葬反対」のコールが始まりました。立憲、共産、れいわ、社民各党の国会議員の連帯のあいさつ、その後、著名人の発言が続きました。主催者によると1万5000人が国会前を埋め尽くしました。登壇した人たちは、それぞれ「法的根拠がない」「民主主義の冒涇」「国葬は死者の政治利用」「アベ政治の国民無視を引き継ぐ儀式」と訴えていました。

一方、2時間にわたる国葬のTV放映。その中で、安倍政権が7年8ヶ月にわたって行ってきた、国民の中にある反対意見を無視してきた「教育基本法改悪」「安保法制」「共謀罪」「特定機密保護法」などを礼賛する弔辞はまさに自民党葬そのものでした。

弔意は強制していないから、「思想信条の自由の侵害」という主張は的はずれと、一部のマスコミは報じていましたが、半旗を掲げるかどうか、黙祷はするべきかどうかと、弔意を示さなくても大丈夫かと考えさせること自体、思想信条の自由を侵害するものです。国葬に賛成している方の中にも、国葬の決定プロセスや安倍氏と旧統一教会との関係究明に蓋をする岸田首相の姿勢に疑問の声が上がっています。集会最後



国葬に反対する参加者

には「これで幕引きではない。民主主義を取り戻す運動のスタートだ」との訴えがありました。

# 波 涛

10月は鉄道記念日があるので、鉄道イベントが多い。今年は鉄道開業150年記念も重なって、通勤で利用するJR駅等で周年キャンペーンが目につく▼昨年大河ドラマ『青天を衝け』では、鉄道は、そ



冬の準備

れほど詳しく描かれなかったが、明治維新のワクワクした出来事のひとつとして記憶している。その後の鉄道の発展は、日本という国の動向と密接に結びついていると改めて感じた▼国との関わりを知る手がかりとして、鉄道遺産と呼ばれるものがある。千葉市、とりわけ千葉公園周辺には、戦争と結びついた鉄道遺産が多い。軍の鉄道連隊がおかれていて、今の憲法を生かすためにも平和学習の身近な材料として活用したい。

【2面】

# 行政は住民の命のためにある

## 県・市町村54自治体との懇談

### 自治体キャラバン開始

千葉労連は9月26日～10月24日にかけて自治体キャラバンを実施し、県内54の県・市町村と懇談しました。

政府が進めてきた「小さな政府づくり」は、災害や新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする国民生活の危機に、迅速・機敏な対応ができる公務・公共サービス体制を壊してきました。自治体に「行政改革」の名の下、公的部門の縮小、民営化、非正規労働者への置き換え、委託化などがゴリ押しされてきた結果です。住民の命を守るため、そこで働く職員の命や健康確保、自治体を支える非正規職員（会計年度任用職員）の賃金労働条件改善、公共工事の品質確保とサービスの提供をするための公契約の適正化など、政府に公務・公共サービス拡充へと舵をきらせる運動が非常に重要です。

今回のキャラバンでは主に①公務職場で働く労働者の長時間労働の是正、労働安全衛生②会計年度任用職員の賃金・労働条件改善③公契約適正化の課題・公共工事について懇談しました。

今年はコロナのワクチン接種業務対応により、多くの自治体が担当課の長時間労働につながっていることが明らかになりました。それ以外にもコロナ交付金などで国からお金が下りてきても、それを住民にどう配分していくのかの対応が自治体任せになっており、担当者からは「通常業務に加え業務量が増えて現場は本当に大変だった」という声が寄せられました。

会計年度任用職員の最低時給は、多くの自治体が10月1日より、規則改定などで最低賃金以上に変更するとしており、最賃引上げ運動の重要性が改めて明らかになりました。

公契約適正化の課題では、主に公契約条例制定や、10年にわたり引き上げられている設計労務単価が、現場労働者の賃金に反映されていない実態を訴えました。そして、現場の建設労働者が実際にいくら単価で仕事しているのかの調査実施を求めました。

自治体側は人出不足で調査などを行うことが困難であるとしつつも、「税金が正しい使われ方をするためにも出来ることは取り組みたい」と前向きな発言をする自治体もありました。



自治体キャラバンの懇談の様子

# 巨大地震の備えは全労連共済へ

## 23年1月～ 地震等共済金の制度化

地震大国日本では、近い将来、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震が発生する恐れがあると取り沙汰される中、地震や津波により損害を受けた建物や家財の補償を受けることが出来る地震保険の関心は高まっています。地震保険は地震・噴火・津波などを中心とし、火災・流失・埋没により、住宅又は家財に損害が生じた場合に保険金が支払われる仕組みです。

### 地震等共済金制度の開始

2011年3月11日に起きた東日本大震災では、千葉県内でも災害が発生し、地震の恐ろしさを痛感しました。多数の帰宅困難者・海沿いでは液状化現象・ライフラインの寸断、タンクの爆発、計画停電、旭市などの大津波、大地震による常に揺れてる気がする謎の現象（メンタル面）、病院施設の診療がとまる、ガソリンスタンドから軽油が売り切れ、ガラスが割れてケガをしたり、石灯籠がくずれたなどの現象が起きました。

以上の被害状況を勘案すると保険に加入し安心を得ることは地震への備えの第一歩ともいえます。

東日本大震災以降、組合員から要望が多くあった地震等共済金がついに制度化されます。2023年1月以降に起きた地震等から適用が始まります。掛金を上げずに制度の実現がさせられました。火災共済に地震等の項が付帯されます。

民間では、2022年10月から大幅な火災保険の値上げが予定されていますが、当共済会の火災共済は圧倒的に安い掛金を維持したまま、地震等共済金を制度化します。今後は、地震だけでなく台風などの自然災害に手厚く備えるためにも保障の拡充の声を聞きながら検討します。

多くの組合のなかまに助け合いの輪に入ってもらい、大きく全労連共済の保険を広めましょう。

## 労働相談一ヶ月

### ～社会保険の加入条件変更:106万円の壁～

Q 現在、扶養の範囲内（130万円）を条件に働いています。10月から社会保険（厚生年金・健康保険）の加入条件が変わり、入れることになるので聞きました。加入したいと思うのですが、迷いがあり制度について聞きたいのですが。

A パート・アルバイトで働く人、扶養の範囲を条件に働いている人を対象にパンフレットが出され、10月1日から社会保険の加入条件が変わったことが周知されています。見直しは、働く人の保障を手厚くすると同時に「支え手」を増やして公的年金の財政を安定化させるためと言います。内容は、表の通りです。

扶養の範囲内で働いている人の場合、加入条件が106万円となるため、超えないように106万円以内とするか、超えて働き社会保険に加入するかを選択することになります。

扶養を離れて保険料を支払うため、負担が増すように感じますが、将来受け取れる年金が基礎

社会保険（厚生年金・健康保険）適用対象の拡大			
	現在	2022年10月～	2024年10月～
従業員数	501人以上	101人以上	51人以上
週の所定労働時間	20時間以上	20時間以上	20時間以上
適用期間見込み	1年以上	2カ月以上	2カ月以上
賃金月額	8.8万円（年収106万円以上）		

社会保険適用対象の拡大の表

年金に厚生年金を上乗せされることや、健康保険に加入するため、ケガや病気で休んだ場合、傷病手当金の給付を受けられるようになるなどのメリットもあります。

なお、社会保険料は使用者が半分負担することになります。【中林】